

事故処理結果について

- 1 件 名 庁用軽自動車による乗用車への追突事故
- 2 発 生 日 時 平成28年5月20日 午後4時頃
- 3 発 生 場 所 目黒区目黒三丁目4番付近
- 4 相 手 方 目黒区外在住のA氏

5 事故発生状況等

受注完成品を納品するため庁用軽自動車を運転していた下目黒福祉工房職員が、青信号になったためボックスタイプの乗用車である前車に続いて発進させたところ、ブレーキをかけた前車への対応が遅れたことにより、前車の後部に追突した。発進直後の追突であり、低速度であったため、相手方に怪我はなかった。

6 事故処理結果

本件事故については、区側に過失があることから、区は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があることを認め、区が相手方に、車両の修理代及び修理期間中における代車代として、損害賠償金663,949円を支払うことで合意が得られ、平成28年6月27日に示談が成立した。

なお、本件示談は区長の専決処分に該当するため、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、直近の議会に報告を行う。

以 上